

福祉資金 福祉費⑨ 冠婚葬祭費

▶ 冠婚葬祭に必要な経費

1. 貸付対象となる資金使途

- ・結婚に際する挙式披露の経費、家具什器等の購入費
- ・出産費用
- ・葬祭時に必要な経費

2. 貸付条件

貸付限度額	償還期間	据置期間	連帯保証人	貸付利子
500,000 円	3 年以内	原則なし (必要な場合は6ヶ月以内 送金月の翌月から起算)	原則 1 名	無利子 (連帯保証人がいない 場合は年 1.5%)

3. 申込みに必要な書類

<input checked="" type="checkbox"/>	書類	備考
	生活福祉資金借入申込書	(所定の様式)
	世帯全員の 本籍 が記載された住民票	3ヶ月以内に発行されたもの(※1)
	世帯で収入のある者全員の所得課税証明書	前年の所得が確認でき、3ヶ月以内に発行されたもの(※2)
	障害者手帳の写し 及び 障害年金額の分かるもの	障害者世帯の場合のみ ※障害者手帳がない場合は、障害福祉サービスの利用状況等の分かるもの
	介護保険証の写し	高齢者世帯の場合のみ
	証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産費用の場合： 出産予定の証明書または母子手帳の写し等 ・ 結婚費用の場合： 婚姻証明(挙式会場の予約証明書・結婚後の戸籍等) ・ 葬儀費用の場合： 死亡診断書等
	かかる経費のわかる見積書等	
	連帯保証人の所得課税証明書	前年の所得が確認でき、3ヶ月以内に発行されたもの(※2)

※貸付審査に際し、必要に応じて上記以外にも追加書類の提出を求めています。

※1 外国人の方は、「在留資格」、「在留期間」、「在留期間満了の日」が確認できるもの。

※2 自営業の場合、確定申告書の写しも添付。また勤続年数が短い等の場合、直近3ヶ月の給与明細等の写しも添付。